

伊予市業務委託低入札価格調査要領

平成 25 年 3 月 6 日
伊予市告示第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、伊予市が一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知（以下「入札公告等」という。）を行い、競争入札により業務委託の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項（同令第 167 条の 13 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施するための基準を定めるものとする。

(対象業務)

第 2 条 低入札価格調査の対象となる業務（以下「対象業務」という。）は、設計金額が 1,000 万円を超える業務委託とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 対象業務の入札を執行するときは、入札参加者に本要領を提示し、適用事項を周知するものとする。

(調査基準価格の設定)

第 3 条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（1 円未満の端数切捨て。以下「調査基準価格」という。）は、次の算定により定めるものとする。

(1) 別表第 1 に掲げる業種にあっては、設計金額のうち、同表①から④までの額を合算した額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、当該価格が同表に掲げる下限額を下回る場合にあっては下限額を、上限額を上回る場合にあっては上限額を調査基準価格とする。

(2) 前号に規定する業種以外の業務にあっては、予定価格に 10 分の 8 から 10 分の 6 の範囲内で定めた数値を乗じて得た額とする。

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、同号に規定する業種において、特別なものについては、同号ただし書に規定する額の範囲内で別に定めることができる。

3 調査基準価格を定めたときは、予定価格書に併記するものとする。

(入札の執行)

第 4 条 対象業務の入札執行において、開札の結果、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格に 110 分の 100 を乗じて得た額を下回るときは、入札執行者は、当該最低価格入札者（以下「調査対象者」という。）の落札決定を保留し、入札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第5条 入札執行者は、前条の規定により入札を終了したときは、調査対象者から当該入札に係る業務委託費内訳書その他必要な書類を提出させ、低入札価格調査を実施するものとする。

2 低入札価格調査は、次に掲げる内容について、調査対象者からの事情聴取及び関係機関への照会により行うものとする。

- (1) 業務委託費内訳書（詳細）
- (2) その価格により入札した理由
- (3) 手持ち業務委託の状況
- (4) 対象業務委託箇所と調査対象者の事業所等との関連（地理的条件）
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材の調達に関する事項
- (7) 手持ち機械（リースを含む。）の状況
- (8) 配置予定技術者及び履行体制
- (9) 技術者及び労務者の供給に関する事項
- (10) 過去に履行した同種又は類似の業務委託等の実績
- (11) 経営状況
- (12) 信用状況（法律違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）
- (13) 下請予定の状況
- (14) その他必要な事項

3 低入札価格調査は、入札担当課長及び業務委託設計担当課長が必要と認めた職員をもって行うものとする。

（失格判定基準の適用）

第6条 調査対象者が次に掲げる失格判定基準に該当する場合は、前条の規定による低入札価格調査を実施する前に、当該調査対象者を失格とする。

- (1) 低入札価格調査に必要な書類の提出を行わないとき及び事情聴取に応じないとき。
- (2) 入札に係る業務委託費内訳書の内容が、次に掲げる条件のいずれかを満たしていないとき。
 - ア 設計書に計上した数量及び仕様を満たしていること。
 - イ 労務単価が法定最低賃金を下回っていないこと。
 - ウ 業務委託費内訳の合計額が入札価格と合致していること。
- (3) 入札に係る業務委託費内訳書の各費用が、設計金額に対して別表第2に定める条件を満たしていないとき。

（審査及び落札者の決定）

第7条 低入札価格調査を実施したときは、その調査結果を伊予市競争入札参加者指名協議会に諮り、調査対象者と契約を締結するか否かを審査するものとする。

2 前項の審査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めたときは、当該調査対象者を落札者と決定する。

3 第1項の審査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、当該調査対象者を失格とする。

4 第 6 条及び前項の規定により調査対象者を失格としたときは、失格者を除くその他の入札参加者のうち最低価格入札者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、第 5 条からこの条までの規定と同様の手続を行い、以後、落札者が決定するまで順次この手続を繰り返すものとする。

5 第 2 項の最低価格入札者又は前項の順位者が複数ある場合、落札者の決定は、抽選によるものとする。

（落札者決定の通知）

第 8 条 入札執行者は、前条の規定により落札者を決定したときは、落札者及び落札価格を入札参加者全員に通知するものとする。

（監督体制の強化）

第 9 条 調査基準価格を下回る入札をした者を落札者として契約を締結したときは、業務委託設計担当課長は、当該契約業務について監督体制を強化し、適正な履行の確保に努めなければならない。

（雑則）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に入札公告等を行った業務委託については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 4 日告示第 13 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日告示第 62 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日告示第 47 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 1 日告示第 17 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（契約時における消費税率の特例）

2 平成 31 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に契約を締結し、かつ、同年 10 月 1 日以降に目的物の引渡しが行われる場合における第 3 条第 1 号及び第 4 条の規定の適用については、第 3 条第 1 号中「100 分の 108」とあるのは「100 分の 110」と、第 4 条中「100 分の 108」とあるのは「100 分の 110」とする。

附 則（令和 2 年 3 月 4 日告示第 21 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の伊予市業務委託低入札価格調査要領は、施行の日以後に公告する入札から適用し、同日前に公告する入札については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 6 月 13 日告示第 146 号）
（施行期日）

- 1 この告示は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の伊予市業務委託低入札価格調査要領の規定は、この告示の施行の日以後に入札公告等を行う対象業務について適用し、同日前に入札公告等を行った対象業務については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 6 月 16 日告示第 187 号）
（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の伊予市業務委託低入札価格調査要領の規定は、この告示の施行の日以後に入札公告等を行う対象業務について適用し、同日前に入札公告等を行った対象業務については、なお従前の例による。

別表第 1（第 3 条関係）
調査基準価格の算定方法

業種区分	①	②	③	④	下限額	上限額
測量業務	直接測量 費の額	測 量 調 査 費 の 額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて 得た額	—	予定価格に 10 分の 6 を 乗じて得た 額	予定価格に 10 分の 8.2 を乗じて得 た額
建築関係建設 コンサルタント業務	直接人件 費の額	特 別 経 費 の 額	技術料等経費の 額に 10 分の 6 を 乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じ て得た額	予定価格に 10 分の 6 を 乗じて得た 額	予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得 た額
土木関係建設 コンサルタント業務	直接人件 費の額	直 接 費 の 額	その他原価の額 に 10 分の 9 を乗 じて得た額	一般管理費等 の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	予定価格に 10 分の 6 を 乗じて得た 額	予定価格に 10 分の 8.1 を乗じて得 た額
地質調査業務	直接調査 費の額	間 接 調 査 費 の 額に 10 分の 9 を乗じ て得た 額	解析等調査業務 費の額に 10 分の 8 を乗じて得た 額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じ て得た額	予定価格に 3 分の 2 を乗じ て得た額	予定価格に 10 分の 8.5 を乗じて得 た額

補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額	予定価格に10分の6を乗じて得た額	予定価格に10分の8.1を乗じて得た額
---------------	---------	--------	----------------------	-----------------------	-------------------	---------------------

別表第2 (第6条関係)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の10分の8以上	測量調査費の10分の8以上	諸経費の10分の2.5以上	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の10分の8以上	特別経費の10分の8以上	技術料等経費の10分の4以上	諸経費の10分の4以上
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の10分の8以上	直接費の10分の8以上	その他原価の10分の6以上	一般管理費等の10分の3以上
地質調査業務	直接調査費の10分の8以上	間接調査費の10分の8以上	解析等調査業務費の10分の6.5以上	諸経費の10分の2.5以上
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の10分の8以上	直接経費10分の8以上	その他原価の10分の6以上	一般管理費等の10分の3以上
上記以外の業務	調査基準価格の10分の8以上			

備考 複数の業種を一括して発注している場合は、個々の業種の金額の多寡にかかわらず業種別に調査を行い、全ての業種で上記基準を満たすこと。